



令和4年5月11日

## 再度の注意喚起

メディア関係者各位

**5月11日に逝去された著名人の報道に関して  
『自殺報道ガイドライン』に反する報道・放送が散見されることを踏まえ、  
再度、自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。**

タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があると報道・放送が行われていることを踏まえて、本日午前中に、『自殺報道ガイドライン』に即した放送・報道をしていただくよう、依頼文を送らせていただきました。

しかしながら、一部のメディアにおいて、『自殺報道ガイドライン』に反する、以下のような報道・放送が行われているため、あらためて自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます次第です。

**以下のような放送・報道は、自殺リスクを高めかねません。**

- 自殺の「手段」を報じる
- 自殺で亡くなった方の自宅前等から中継を行う
- 自殺で亡くなった場所(自宅)の写真や動画を掲載する
- 街頭インタビューで、市民のリアクションを伝える

以上のような報道や放送は、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねません。実際に、一昨年は自殺報道の影響とみられる自殺者数の増加がありました。メディア関係者各位におかれましては、自殺報道が自殺の増加を招くことになりかねないリスクをご理解いただき、WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版』(いわゆる『自殺報道ガイドライン』)を踏まえた報道・放送を、あらためて徹底していただくよう、お願いいたします。

以下、WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版』より

<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>

《自殺関連報道として「やるべきでないこと」》

報道を過度に繰り返さないこと／自殺に用いた手段について明確に表現しないこと／自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと／センセーショナルな見出しを使わないこと／写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

《自殺関連報道として「やるべきこと」》

有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること／支援策や相談先について、正しい情報を提供すること／日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること／自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

問合せ先：[厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」広報室](#)